

清菱会 行動計画 (第二期)

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年8月16日～令和5年8月15日

2. 内容

目標1 年次有給休暇の取得状況を現状よりも改善する。

<対策>

- 令和2年10月 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和2年12月 年末年始休暇を連続して取得できる体制を作る
- 令和3年 3月 年次有給休暇の取得に向けて従業員に対し啓発活動を図る

目標2 業務改善・効率化を図り、従業員全員の所定外労働時間を削減する。

<対策>

- 令和2年10月 所定外労働の原因の分析等を行う
- 令和3年 1月 管理職を対象とした意識改革のための研修会を実施
- 令和3年 3月 社内会議による社員への周知
- 令和3年 5月 各部署における問題点の検討及び研修の実施

目標3 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備として次の措置を実施する。

- ・ 従業員の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項について周知する。
- ・ 育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直しを行う。
- ・ 子を養育する従業員が利用できる短時間勤務制度の利用を促進する。
- ・ 育児休業後における原職又は原職相当職への復帰のための業務内容や業務体制の見直しを行う。

<対策>

- 令和2年12月 従業員へのアンケート調査、問題点の洗い出し
- 令和3年 6月 制度の拡充についての社内委員会での検討
- 令和3年 6月 育児休業経験者との懇談会の設定
- 令和3年 9月 制度内容等について社内広報誌などにより従業員に周知